

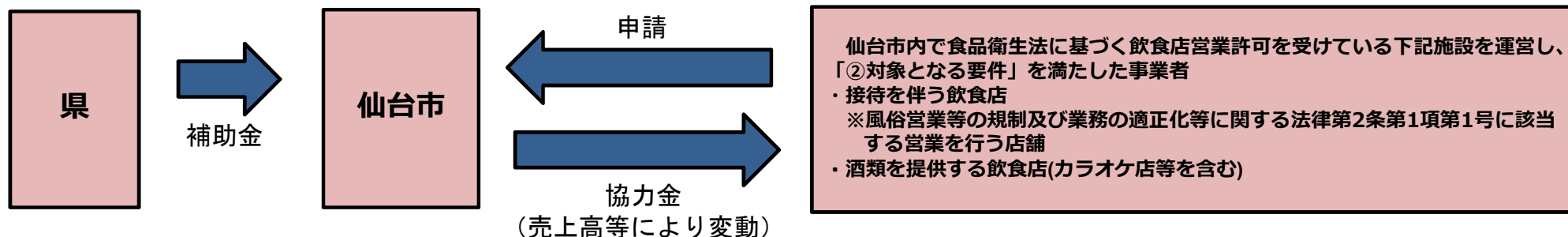
# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

（令和3年5月12日午後8時～令和3年6月1日午前5時要請分）

資料4-3

仙台市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年5月12日午後8時から令和3年6月1日午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

## 【①実施スキーム】



## 【②対象となる要件】

- ◎令和3年5月11日以前から開業しており、令和3年5月12日午後8時から令和3年6月1日午前5時までの期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
  - ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等
- ※酒類の提供は、午前11時から午後7時までに限る。 ※従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。  
※感染状況によっては、6月1日以前に営業時間短縮要請が解除される場合があります。

## 【③1日当たり単価の変更】

要請期間	1日当たり単価
4/5～5/6	4～10万円/日
5/6～5/12	3～10万円/日
5/12～6/1	2.5～7.5万円/日

## 【④支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円	83,334～250,000円	250,001円～
中小企業者	A売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4(上限額20万円 <sup>注</sup> )/日		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4(上限額20万円 <sup>注</sup> )/日		

注)ただし、20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額が支給額単価の上限となります。

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×20日間となります。

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。